

失業中、自営業、フリーターなどのかたへ 国民年金保険料の免除・納付猶予制度

国民年金第1号被保険者で、保険料を納めることが困難な場合、保険料が免除される制度があります。

免除・納付猶予とは？

「免除制度」

本人、配偶者及び世帯主の所得が一定額以下の場合に申請・承認されると保険料の納付が免除されます。

《免除される額》全額・4分の3・半額・4分の1

「納付猶予制度」

50歳未満で、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に申請・承認されると保険料の納付が猶予されます。

※注意 「4分の3」・「半額」・「4分の1」免除に承認された場合、減額された保険料を納付しないと全額未納の扱いになります。

手続きは？

次のものを保険年金課にお持ちください。

- 年金手帳
- 基礎年金番号通知書
- 国民年金保険料納付案内書
- マイナンバーカード
のいずれか

本人確認書類

- 1点でよいもの 運転免許証、パスポート、障害者手帳など
- 2点必要なもの 健康保険被保険者証（保険証）、年金手帳など

- 雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票（当年度または前年度に失業したことを理由に免除申請をする場合）

承認期間は？

7月～翌年6月（令和5年7月からの分は、7月以降に申請をしてください。）

申請は毎年必要です。※全額免除または納付猶予に限り、翌年度以降申請をせずに継続審査が受けられます。

承認されると？

免除などの期間は未納にならず、老齢基礎年金、障害基礎年金などを受けるための受給資格期間に算入されます。

ただし、将来受け取る老齢基礎年金額の計算の際に、保険料を全額納付した場合と比べ、免除などの承認期間や内容に応じて減額されます。

また、承認を受けた期間から10年以内であれば、後から保険料を納めること（追納）ができます。追納する保険料額は、免除などを受けた当時の保険料額に経過期間に応じた額を加算した額となります。追納した場合、その分の老齢基礎年金額は減額されません。

学生のかたは、免除・納付猶予とは別に、「**学生納付特例制度**」があります。

重要

免除制度や学生納付特例を利用する場合は、市・県民税の（所得税）の申告をした所得の状況で判定します。

税制度上の扶養に入っているかたや収入がないかたも、必ず申告してください。

申告がない場合、正しい判定が出来ません。

問合せ

春日部年金事務所 ☎048 (737) 7112
市保険年金課国民年金担当 ☎0480 (92) 1111 内線140・149

国民健康保険特定健康診査・後期高齢者健康診査

～今年も、来年も、特定健診～

通院中のかたも対象

実施期間	6月1日(木)～12月28日(木)
実施機関	白岡市、久喜市、蓮田市、宮代町の指定医療機関
自己負担金	無料
健診項目	問診、身体計測、血圧、血液検査、尿検査、心電図検査



※詳細は、対象者に送付するパンフレットをご覧ください。

※体調の良い時に受診し、マスクの着用は受診する医療機関の指示に従ってください。

問合せ

☎0480 (92) 1111

保険年金課国民健康保険担当 内線142～144
後期高齢者医療担当 内線147・148